

平成18年 1月13日

# IT化推進施策に関する行政評価・監視 — 地域情報化を中心として — 〈評価・監視結果に基づく勧告〉

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合规性、適正性、能率性、有効性、効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

本行政評価・監視は8管区行政評価局（支局を含む。）及び18行政評価事務所が平成16年12月から17年3月にかけて実地に調査した結果等に基づき、総務省、文部科学省、農林水産省及び経済産業省に対して18年1月13日に勧告するものです。

# 調査の背景と勧告事項

## 背景

平成13年1月のIT基本法※<sup>1</sup>の施行、IT戦略本部※<sup>2</sup>の設置以降、国は累次のe-Japan戦略とこれに基づくe-Japan重点計画に沿って各種のIT化推進施策を実施

ITの利活用を図る上で重要な役割を担う地域情報化を推進する地方公共団体に対し、国は各種支援施策※<sup>3</sup>を展開

今後、更にIT化を推進するに際して、改善すべき点はないかという観点から、国の支援施策の実施状況を調査

※<sup>1</sup> IT基本法：高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）

※<sup>2</sup> IT戦略本部：高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部

※<sup>3</sup> 平成10年度から17年度にかけて35施策（47事業、予算総額4,939億円、うち補正予算3,500億円）を実施

## 勧告事項

調査結果に基づき、以下の事項について勧告

1 補助対象の限定、補助目的に即した事業の重点化

2 補助事業の審査の充実、事業の実施効果の審査への反映

3 類似の事業を今後実施する場合に講ずべき事項

4 市町村の地域情報化計画における具体的な事業目標等の明確化

勧告日：

平成18年1月13日

勧告先：

総務省

文部科学省

農林水産省

経済産業省

# 勧告事項① 補助対象の限定、補助目的に即した事業の重点化

## 調査結果

### 農村振興地域情報基盤整備事業等及び漁港漁村活性化対策事業等※1

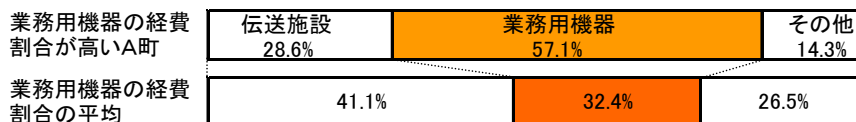
(農林水産省)

- 平成23年7月にアナログ地上波が放送停止となるにもかかわらず、デジタル化に対応できないケーブルテレビの整備についても依然として制度上補助できる状況があり、改善が必要

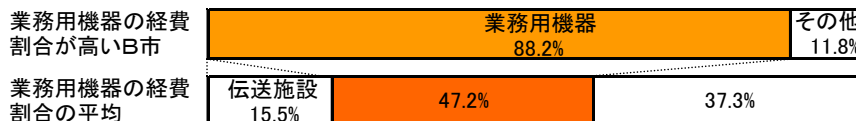
### 地域イントラネット基盤施設整備事業※2 (総務省)

- 行政サービスを提供するための地域公共ネットワークの地方公共団体における整備率 71.6%(平成17年7月現在)  
平成17年度末までに100%整備の目標達成は困難
- 地域公共ネットワークの構築に必要な伝送施設(光ファイバ等)の整備に対し重点的に補助すべきであるにもかかわらず、調査35市町等(41事業)の中には業務用機器(パソコン、サーバー等)の整備に重点が置かれている例あり
- かつ業務用機器が有効利用されていないものあり(次頁参照)

伝送施設を敷設



伝送施設を借り受け



## 勧告要旨

- ケーブルテレビ事業の補助対象を将来的な放送のデジタル化に対応できるものに限定すること。  
(農林水産省)

- 地域公共ネットワークの整備を推進するため、伝送施設(光ファイバ等)の整備に対して重点的に補助すること。  
(総務省)

※1 農村及び漁港漁村におけるケーブルテレビ施設・設備を整備する事業  
補助対象:市町村 補助率:1/3  
平成12~16年度の予算総額82億円、実施数20事業

※2 行政サービスを提供するため、公共施設を接続する地域公共ネットワークを整備する事業  
補助対象:市町村 補助率:1/3  
平成10~16年度の予算総額761億円、実施数777事業

# 勧告事項② 補助事業の審査の充実、事業の実施効果の審査への反映

## 調査結果

### 地域イントラネット基盤施設整備事業 地域インターネット導入促進基盤整備事業※<sup>1</sup>（総務省）

- ・ 利用見込みの審査が行われていないため、67事業を実施した調査58市町村等のうち、30市町村（51.7%）において新規導入した業務システムの中に未利用又は計画に対する利用実績件数が25%以下の低調なものあり  
（例） 住民相談システム、学校間交流システム等

### 新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業※<sup>2</sup>（総務省）

- ・ 加入見込みの審査が行われていないため、調査60事業のうち、補助対象エリアの加入率を把握できた17事業中9事業（52.9%）はケーブルテレビの加入率が20%以下（このうち5事業の加入率は10%未満）
- ・ ケーブルテレビ網を地域公共ネットワークの整備に活用することにより、次のような効用あり
  - ① 地域公共ネットワークの整備費、維持管理費の節約等
  - ② 補助事業により整備されたケーブルテレビ網が、地域公共ネットワークを整備した26地域中16地域（61.5%）において同ネットワークの伝送路として借り上げられ、有効活用

## 勧告要旨

- 利用見込みについて審査を行い、補助対象施設・設備が有効利用される見込みのあるものを採択すること。

補助事業実施後は、施設・設備の利用状況等が不十分と認められる場合には、その原因を分析し、審査に反映させること。  
（総務省）

- ケーブルテレビ網の公共性にかんがみ、地域公共ネットワークへの有効活用について検討・調整すること。  
（総務省）

※<sup>1</sup> 地域公共ネットワークを整備する事業  
補助対象：過疎等の市町村 補助率：1/2  
平成11～16年度の予算総額159億円、実施数839事業

※<sup>2</sup> ケーブルテレビ施設・設備を整備する事業  
補助対象：市町村 補助率：1/3  
平成6～16年度の予算総額747億円、実施数881事業

# 勧告事項③ 類似の事業を今後実施する場合に講ずべき事項

## 調査結果

### 学校インターネット事業※<sup>1</sup>（総務省、文部科学省）

- ・ 実験等の実施に際して技術的障害等への対策が不十分であったため、調査378校のうち、171校(45.2%)は実験等が未実施又は低調(未実施144校(38.1%)、低調27校(7.1%))  
(例) テレビ会議システムを用いた学校間交流授業

### ICカード事業※<sup>2</sup>（経済産業省）

- ・ サービスの利用見込み等の審査が不十分であったため、調査16事業実施主体の67サービスのうち28サービス(41.8%)は実験期間中等に運用中止  
(例) 地域通貨サービス(リサイクル推進)等

### 電子カルテ事業※<sup>3</sup>（経済産業省）

- ・ システムの利用見込み等の審査が不十分であったため、実験終了後、26事業実施主体のうち10(38.5%)のシステムが完全休止  
(例) 電子カルテ情報システム等

### 上記3事業共通(学校インターネット、ICカード、電子カルテ)

- ・ 事業全体の終了後、実験結果報告書に利用実績等の記載がなく、実験結果等の検証も不十分

## 勧告要旨

- 企画立案の際、事業が確実に実施されるような措置を検討すること。  
(総務省、文部科学省)

- 事業の利用見込みを十分審査し、事業効果等が見込まれるものを採択すること。  
(経済産業省)

- 事業全体の終了後、数値データに基づく事業効果等を把握し、今後の課題等を十分検証し公表すること。後継事業を実施する場合は、検証結果を踏まえて行うこと。  
(文部科学省、経済産業省)

※1 学校間を衛星高速回線で接続し、学校間交流授業等を実施  
平成10～15年度で予算総額877億円、事業参加数3,000校

※2 各種サービスを提供するICカードを配布し、技術面、コスト面、利便性等の面から効果を検証  
平成12～14年度で予算総額204億円、実施数30事業

※3 地域病院相互間で電子カルテを中心とする医療情報システムを運用し、医療分野における有用性等を検証  
平成12～13年度で予算総額59億円、実施数26事業

# 勧告事項④ 市町村の地域情報化計画における具体的な事業目標等の明確化

## 調査結果

### 電子自治体推進指針（総務省）

- ・ 総務省では、地方公共団体が地域情報化を推進する際の留意事項として、電子自治体推進指針(平成15年8月)を策定
- ・ 指針では、事業目標等の明確化の意義について触れていないこともあり、市町村においても地域情報化計画※を策定し、事業目標等を明確化することの重要性について認識が不足
- ・ 事業目標が不明確な市町村は、明確な市町村と比べて、課題等の発生割合が高い

計画未策定又は計画の事業目標が不明確なため課題等が発生しているもの 45市町村のうち27市町村(60.0%)  
事業目標は明確であるが、課題等が発生しているもの 32市町村のうち14市町村(43.8%)

## 勧告要旨

- 電子自治体推進指針に、具体的な事業の目標等を地域情報化計画に盛り込むことの重要性を明記すること。

(総務省)

※地域情報化計画：地域の情報化を推進するために、情報化のビジョン、到達目標及び具体的な施策等を総合的に定めるもの

〔本件連絡先〕

総務省行政評価局 内閣・総務・厚生労働担当評価監視官室

評価監視官 : 濱西 隆男 (内線9111)  
調査官 : 落合 純 (内線9117)  
班長 : 中原 和郎 (内線2619)

電話 (直通) 03-5253-5451  
(代表) 03-5253-5111  
F A X 03-5253-5457  
E-M A I L kans2045@soumu.go.jp